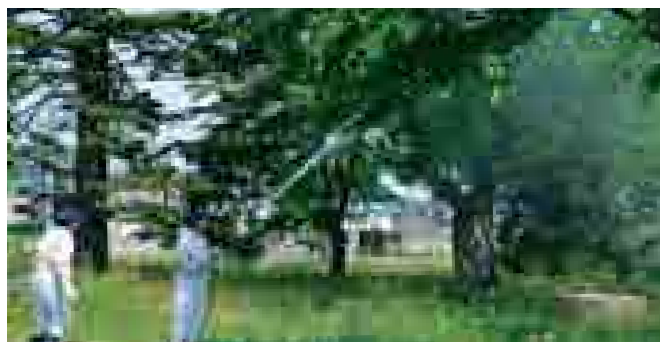


# マイマイガの駆除へのご協力をお願いします!

県南地区を中心に昨年度大量発生したマイマイガが、今年も発生しています。

自宅や会社にて発生したマイマイガについては、下記の駆除方法を参考に自己駆除していただきますようご協力をお願いします。

また、公共施設等でマイマイガの大量発生を確認した際は、お手数ですが町住民生活課までご連絡ください。当課より関係部署、管理者に連絡し対応します。



マイマイガ防除作業の様子▶

## マイマイガの生態、駆除方法については次のとおりです

※駆除作業を行う際は、長袖の着衣にマスクやゴーグル、軍手等を着用して作業してください。

※駆除したマイマイガは燃えるごみとして処理してください。

写 真	段 階	生 態	駆除方法
	卵塊 (8月～翌年4月)	大きさは縦3～5cmで楕円形。褐色で綿毛、鱗粉で覆われています。	・あまり硬くない先が平らなもので、はがし取ってください。 例：ペットボトルを半分に切ったもの、ちり取りなど。
	ふ化幼虫 (4月上旬)	体長はふ化後で5mm程度。初期の幼虫は糸を吐いてぶら下がり、風に乗って移動します。	・市販の殺虫剤で駆除できます。 ・ふ化直後の卵塊の上にまとまっている幼虫は、ガムテープに張り付けて取り除く方法があります。 <b>※直接接触すると、皮膚が腫れたり痒くなったりすることがあります。</b>
	幼虫 (4月～6月)	体調が最大で7cm程度になります。森林害虫として、様々な樹木や草花の葉に食害を与えます。	ビニール手袋や火箸などで捕まえ、バケツに水と少量の洗剤を入れたものを用意し、その中に捕まえた幼虫を入れることで駆除できます。
	蛹(さなぎ) (6月上旬～6月中旬)	幼虫は2ヶ月ほどで発育し、樹幹、物陰などでサナギとなります。サナギの期間は10数日です。	土深くに埋めて駆除するか、袋などに密封し、燃えるごみとして処理してください。
	成虫 (6月下旬～8月下旬)	メス：はねを閉じた状態で長さ4～5cm、薄い黄白色または淡い色。 オス：はねを閉じた状態で長さ2～3cm、灰色から茶色。生存日数は、メスが10日程度、オスが6日程度です。	・市販の殺虫剤で駆除後、袋などに密封し、燃えるごみとして処理してください。 <b>※一時的に効果はありますが、翌日には新しい個体が飛来するため、来年のために卵塊を除去することが効果的です。</b>

※写真提供：地方独立行政法人北海道立総合研究機構林業試験場

問い合わせ●町住民生活課 環境安全班 ☎0187(84)4903

学友館特別展7月20日(月)まで  
ぜひお見逃しなく!

那珂川町馬頭広重美術館所蔵名品展

## 広重の「東海道五拾三次」と風景画の名品



▲東海道五拾三次之内 庄野 白雨

休館日●毎週月曜日(最終日を除く)

観覧時間●午前9時～午後7時

(入館は午後6時半まで)

観覧料●一般500円、高校生以下無料

開催日●7月20日(月)まで

「東海道五拾三次」(保永堂版)は、歌川広重の代表作です。江戸・日本橋を出発し、53の宿駅を経て京都へ至るまでの道のりをたどった本作は、江戸の版元・保永堂と仙鶴堂の合梓で天保4年(1833)頃出版されました。

宿場の風景に春夏秋冬の季節や晴、雪、雨、風などの天候、そして、朝、昼、夕、夜の時刻を織り交ぜたこの揃物は、旅にあこがれを抱いていた当時の人々を絵画の中に引き込み、心の旅へといざないました。東海道の名所を大判で初めて扱ったこの揃物は、大当たりをとり、この後、広重は名所絵の第一人者としての地位を確立していきます。

本展では、広重の出世作であり代表作である「東海道五拾三次」(保永堂版)の55枚全揃いを展示します。また、それとともに、広重が天童藩(山形県)に依頼されて制作した「天童もの」と呼ばれる肉筆の名品や、北斎の「富嶽三十六景」を意識して作成したとされる「富士三十六景」、そして江戸の名所を描いた作品の数々をご紹介します。

広重の繰り広げるすばらしい芸術世界を、那珂川町馬頭広重美術館の作品でどうぞ堪能下さい。

那珂川町馬頭広重美術館 主任学芸員 長井 裕子

問い合わせ●学友館 ☎0187(84)4040

## 建設課

合併処理浄化槽を設置している方へ

## 合併浄化槽水質検査費補助金を交付します

合併処理浄化槽の適正な維持管理と水質環境保全を図るため、合併処理浄化槽の法定検査を受けた方(地域の会館等を含む)を対象に、「浄化槽水質環境保全費補助金」を交付します。

■次に該当する方には補助金を交付できませんのでご注意ください

- ①トイレのみを処理する単独浄化槽を設置している方
- ②下水道認可区域および農業集落排水整備区域で浄化槽を設置している方
- ③平成27年度に合併処理浄化槽を設置した方
- ④町の税金、各使用料および各資金貸付金の償還を滞納している方

対象地区および対象者の方には7月上旬に申請用紙等を配布します。また、申請用紙等は右記申込期間の開始日から町建設課、六郷出張所、仙南出張所にも用意するほか、町のホームページからもダウンロードできます。

補助金額●5,000円

申請期間●7月6日(月)～平成28年3月18日(金)

※提出期限は厳守してください。

## ■提出書類

- ・補助金交付申請書兼請求書
- ・検査結果書(浄化槽法第11条)の写し(平成26年度に浄化槽を設置した方は検査結果書(浄化槽法第7条)の写し)  
※検査結果書の判定項目が「不適正」の場合は、検査月日より後日に保守点検業者が作成した「保守点検カード」を一緒に持参して下さい。
- ・申請者本人名義の振込口座通帳の写し(表紙を1枚めくったページ)  
※昨年度も当補助金を申請済で、振込口座に変更がない場合は省略できます。

提出先●町建設課または六郷・仙南出張所

※申請は浄化槽1基につき、年度内に1回のみとなります。

申・問 町建設課 上下水道班 ☎0187(84)4910